

6月 は環境月間です

わたしたちができること

環境にやさしい暮らし



6月は環境月間です。わたしたち一人ひとりが環境のためにできることから取り組み、水と緑に恵まれた大磯の自然環境を守っていきましょう。

水をきれいにし、大切に使う

- ・食器洗いや洗濯などでは石けんを利用する
- ・食器やフライパンの油污は拭き取ってから洗い、流しに油を流さないようにする
- ・洗濯にお風呂の残り湯を使う

ごみを減らし、リサイクルを進めよう

- ・買物をする時には買物袋（マイバッグ）を持参する
- ・詰め替え用の製品を買うようにする
- ・ごみのポイ捨てをしない

エネルギー（電気・ガス・ガソリン）の使用を減らそう

- ・なるべく衣服で調整し、暖房は20℃以下、冷房は28℃以上を目安とする
- ・給湯器の温度設定は低めにし、お風呂には続けて入る
- ・車を利用するとき、駐車中はエンジンを切る（アイドリングストップ）

環境調査

町では、河川・海域などの水質や大気の状態を把握するために環境調査を実施しています。平成18年度の各調査結果は次のとおりでした。

(表1) 河川水質調査結果

河川名	測定地点	pH (単位：なし)		BOD (単位：mg/l)		SS (単位：mg/l)		n-ヘキサン (単位：mg/l)	
		18年度	前年度	18年度	前年度	18年度	前年度	18年度	前年度
池田排水路	富士白苑付近	8.1	8.1	7.6	5.1	9	9	0.5	0.8
三沢川	富士白苑付近	7.9	8.1	6.5	2.9	4	2.2	0.6	0.6
鴨立川	鴨立橋	7.6	7.6	14	7.4	6	7.2	0.6	1.0
血洗川	河口付近	7.7	7.7	6.7	3.5	3	2.9	0.5	0.6
葛川	プリンスホテル付近	7.8	7.7	4.3	3.5	6	4.6	<0.5	0.5
不動川	川尻公園付近	7.8	7.8	7.1	3.7	13	6.8	<0.5	0.5
長谷川	スーパーヤマサ付近	7.9	7.8	6.4	2.4	11	4.3	0.5	0.5
谷戸川	大磯ローンテニスクラブ付近	7.9	7.8	5.8	2.5	7	3.7	<0.5	0.5
金目川	花水橋付近	7.6	7.8	2.8	1.6	8	11	—	—
環境基準	—	6.5~8.5		5以下		50以下		—	

※数値は年度内平均値、<印は定量下限値未満を示す。
※金目川は神奈川県が平成18年度に測定した速報値であり、今後精査の結果数値に異動を生じる場合があります。

(表2) 海域水質調査結果

大磯港	pH (単位：なし)		COD (単位：mg/l)		DO (単位：mg/l)		n-ヘキサン (単位：mg/l)		大腸菌 (単位：MPN/100ml)	
	18年度	前年度	18年度	前年度	18年度	前年度	18年度	前年度	18年度	前年度
中央	8.3	8.2	3	1.3	9	7.5	0.5未満	0.5未満	130	230
漁港	8.3	8.2	2.8	1.5	8.7	7.5	0.5未満	0.5未満	170	230
港外	8.2	8.3	2.9	1.4	8.3	7.5	0.5未満	0.5未満	70	230
環境基準	7.8~8.3		2以下		7.5以上		無検出		1,000以下	

※数値は年度内平均値

(表3) 二酸化窒素濃度調査結果 (NO₂)

測定地点	単位：ppm	
	18年度	前年度
役場南側	0.027	0.022
図書館前	0.025	0.023
国府支所	0.027	0.029

※数値は1時間値の日平均値
◎環境基準：0.04~0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下
◎測定方法：ザルツマン試薬を用いる吸光度法
◎採取時間：12:00~翌日の12:00までの24時間

用語の解説

◎pH（ペーハー・水素イオン濃度）

溶液中の水素イオン濃度を表す記号で水素イオン指数ともいう。pHは、0から14まであり、7が中性、7を超えるとアルカリ性、7未満が酸性となる。

◎BOD（生物学的酸素要求量）

水中の有機物質が一定条件のもとで微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。

◎COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物質が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量。

◎SS（浮遊物質）

水中に懸濁している固体や浮遊固形物。

◎DO（溶存酸素量）

水中に溶け込んでいる酸素の量。きれいな河川は通常7~10mg/l程度である。

◎n-ヘキサン（ノルマルヘキサン抽出物質）

水中に含まれている比較的揮発しにくい油状物質の量。

◎大腸菌群

人畜の排泄物などによる汚れを知る尺度で、各消化器系病原菌によって汚染されている可能性が高い。

◎ppm

濃度の単位で、100万分の1を表す。

◎環境基準

人間の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。（いわゆる規制基準ではない。）